

現場技術業務特記仕様書

1 業務内容

本業務は、西部総合県民局（美馬）農林水産部で実施している治山事業に係る監督補助業務等を行うものである。

2 現場技術業務共通仕様書の適用

徳島県農林水産基盤整備局森林整備課「現場技術業務共通仕様書【森林土木編】 令和 元年 5月」によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

3 現場技術業務の対象

- (1) 受注者は、発注者が契約した工事の契約書、設計図書等に基づき、工事請負人が契約内容を適正に履行するように、業務を行うものとする。
- (2) 本業務の対象となる工事箇所は別途概要書による。

4 管理技術者及び現場技術員の選任

- (1) 管理技術者及び現場技術員は次表の資格を有する者とし、技師（C）以上を選任するものとする。

技術者の名称	技 術 経 歴
技師(A)	<ol style="list-style-type: none">1 技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施行管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あり、統轄管理の業務経験が5年以上ある者(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者(3) 短期大学、学校教育方法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者(4) 学校教育方法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者(5) (社)日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者
技師(B)	<p>委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者

	(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者の者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるの者 (5) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者
技師(C)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるの者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるの者
技術員	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

5 勤務期間等

(1) 現場技術員の勤務期間は、令和2年12月1日から令和3年3月30日のうち72日間とする。

6 勤務時間

現場技術員の勤務は、8時30分から17時15分まで（12時15分から45分間の休憩時間）とする。

7 超過勤務

現場技術員の超過勤務については、原則として、行わないものとする。

8 勤務場所

現場技術員の勤務場所は、原則として、西部総合県民局（美馬）庁舎内とする。

9 変更契約

4から7の内容について、大幅な変更が生じた場合は、発注者及び受注者と協議のうえ変更するものとする。

10 業務実施報告書（履行報告）

受注者は、業務実施報告書（履行報告）を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに、監督員に提出しなければならない。

11 成果品

成果品は次のとおりとする。（例）

- (1) 積算資料 1式
- (2) 積算データ（記録媒体等）
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 業務実施報告書
- (5) 引継事項等記載書（任意様式）

12 その他

(1) 本業務の遂行に必要な自動車、書籍、事務用品及びパソコン等は受注者が準備するものとする。なお、パソコンについては、原則として機能等は監督員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等の業務に関連するデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

(2) 業務期間中は次に示す身分証明書を携帯すること。

(写真)	身 分 証 明 書
	No. 商号又は名称 氏名
上記の者は、現場技術業務委託契約に基づく、 技術員であることを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
(例) 徳島県〇〇総合県民局長 印	

1. 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
2. 契約満了等、不要となった時は直ちに返還すること。
3. 役職・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
4. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。